

死亡届提出に伴う手続きのご案内

市役所で行う手続きのうち、主なものをご案内いたします。
なお、個人により必要な手続きが異なりますので、
詳しくは各担当課へお問い合わせください。
☎電話番号 072-877-2121(代表)
0743-71-0330(代表)

○住民登録に関すること

対 象 者	必 要 な 手 続 き	手 続 き に 必 要 な も の	担 当 課
亡くなられた方が世帯主で 同じ世帯に15歳以上の人が2人以上いる方	世帯主の変更 ※亡くなられたことを知った日から14日以内に届け出てください	☐ 窓口に来られる方の本人確認書類	①市民課 (本館1階)
印鑑登録証を持っていた方	印鑑登録証(カード)の返納 特に期限はありません	☐ 印鑑登録証(カード)	
住民基本台帳カードを持っていた方	住民基本台帳カードの返納 特に期限はありません	☐ 住民基本台帳カード	
マイナンバー(個人番号)カードまたは 通知カードを持っていた方	死亡後のさまざまな請求で個人番号が必要となる可能性があるため、各種手続きを終えてからの返還をお願いします。		
なくなられた方の戸籍(除籍)謄抄本等が必要な方	戸籍(除籍)謄抄本等の請求	☐ 窓口に来られる方の写真付き本人確認書類	
★戸籍(除籍)謄抄本等は本籍のある市区町村での請求となります。なお、必要な戸籍(除籍)謄抄本等につきましては提出先にご確認ください。			
亡くなられた方の除票が必要な方	除票の請求	☐ 窓口に来られる方の本人確認書類	
★除票の請求ができるのは、死亡届出人または亡くなられた方と同じ世帯の方のみです。それ以外の方が請求される場合、委任状が必要です。 ★死亡者のマイナンバーが記載された除票は、交付することができません。			

特別永住者証明書または在留カードを持っていた方	特別永住者証明書または在留カードの返納	☐ 特別永住者証明書または在留カード	入国管理局に 返納してください。
-------------------------	---------------------	---	---------------------

○年金・保険・医療に関すること

国民年金のみに加入していた方 (厚生年金・共済年金に加入した事がある方は除く)	死亡一時金・寡婦年金・遺族基礎年金の請求	加入条件等で必要書類が異なります。 詳しくは保険年金課まで お問い合わせください。	
老齢基礎年金のみを受給していた方 (厚生年金・共済年金受給者は除く)	未支給年金の請求		
※厚生年金等の受給者・加入者(過去に加入した事がある方も含む)は最寄(枚方)の年金事務所に手続きの有無等をお問い合わせください。 枚方年金事務所 電話番号:072-846-5011(代表)			
国民健康保険に加入していた方	資格喪失届	☐ 国民健康保険被保険者証	②保険年金課 (本館1階)
	葬祭費の申請	☐ 葬儀の領収書(喪主のフルネーム入り) ☐ 喪主名義の通帳	
後期高齢者医療制度に加入していた方	資格喪失届	☐ 後期高齢者医療被保険者証 ☐ 印鑑	
	葬祭費の申請	☐ 葬儀の領収書(喪主のフルネーム入り) ☐ 喪主名義の通帳 ☐ 印鑑	
介護保険被保険者証を持っていた方	介護保険証の返納	☐ 介護保険被保険者証	③高齢福祉課 (東別館1階)
重度障がい者医療証をもっていた方	重度障がい者医療証の返納	☐ 重度障がい者医療証	④障がい福祉課 (東別館1階)
障がい者手帳を持っていた方	手帳返還の届出、手帳の返納	☐ 身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳 ☐ マイナンバー	
特別児童扶養手当・特別障がい者手当・ 障がい児福祉手当・ 重度障がい者在宅応援制度を利用していた方	資格喪失の届出	☐ 手当証書	
障がい福祉サービス受給者証を持っていた方	受給者証の返納	☐ 障がい福祉サービス受給者証	
地域生活支援事業受給者証を持っていた方	受給者証の返納	☐ 地域生活支援事業受給者証	

○子どもに関すること

児童手当・児童扶養手当を受けていた方	資格消滅届 未払い金の請求	☐ 子どもの通帳 ☐ 児童扶養手当証書	⑤子ども支援課 (東別館2階)
子ども医療証を持っていた方	資格喪失届	☐ 各医療証	
ひとり親家庭医療証を持っていた方	医療証の返納		
ひとり親世帯となる方	児童手当等認定請求 児童扶養手当、ひとり親家庭医療申請(条件有)	☐ 健康保険証 ☐ 保護者の通帳 ※その他聞き取りのうえ、必要書類をご案内いたします。	
保育所(園)・認定こども園を利用している方 ※届出が不要な施設もあります。	不在申立書の提出(保護者死亡の場合)	(特になし)	⑥子ども政策課 (東別館2階)
子どもが四條畷市立小・中学校に在籍している方	保護者変更 就学援助費の変更・申請(条件有)等	☐ 保護者の通帳	⑦学校教育課 (東別館2階)

○その他 暮らしに関すること

市内で水道を使用していた方	使用者名義変更または水道使用中止の届出	(四條畷水道センター 総務課 料金担当にお問い合わせください) 電話:072-876-7302 FAX:072-879-7185	
「四條畷市」の標識を付けた車両を持っていた方	名義変更または廃車の届出	☐ 標識 ☐ 申告済証	⑧税務課 (本館1階)
		☐ 相続人の本人確認書類 ☐ 相続人であると証明するもの	
市内に土地・家屋を所有していた方	固定資産税の相続人代表者指定の届出	☐ 全相続人の印鑑 ☐ 相続人であると証明するもの	
市税・国保料・後期保険料・保育料に未納 があった方	滞納市税・国保料・後期保険料・保育料の 納付相談	☐ 窓口に来られる方の本人確認書類 ☐ 相続人以外の方が来られる場合は委任	⑨徴収対策課 (本館1階)
飼い犬登録をしていた方	登録変更の届出	(特になし)	⑩生活環境課 (本館1階)
トイレが汲取り式であった方	人数変更の手続き	(特になし)	
農地を所有していた方	農地の相続等の届出	(農業委員会事務局にお問い合わせください)	⑪農業委員会事務局 (東別館1階)
森林を所有していた方	森林の土地の所有者届出	(地域振興課にお問い合わせください)	⑫地域振興課 (東別館1階)
飯盛霊園のお墓の名義人であった方	墓所承継使用許可申請	(飯盛霊園にお問い合わせください) 電話:0743-78-1195 FAX:0743-78-1196	
相続登記についてのご相談	大阪法務局 東大阪支局(登記相談予約受付 06-6782-5413) 専門への依頼を検討されている方 大阪司法書士会(06-6943-6099)		

※この案内は令和6年4月に作成しました。制度の変更等で内容が変わる場合がありますのでご注意ください。